

認定コミュニティ活動状況資料

小和田地区まちぢから協議会

(1) 認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表	1
規約等	2～6
委員名簿	7

(2) 認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書	8～17
当該年度の活動計画書及び収支予算	18～19
特定事業の実績報告書及び収支決算書	20～21

【参考資料】

小和田地区まちぢからニュース56号

赤羽根農家マップ

設立趣意書抜粋（地区の特性等）

（地域背景）

小和田地区は、辻堂駅西口に近い藤沢市に隣接した総数約4,300世帯の6自治会からなり小和田コミセンを拠点にして単位自治会、関係諸団体或いは未組織の活動家が年間を通してさまざまな地域活動を展開している。

辻堂駅周辺地区は大型商業施設の進出で周辺の街環境が一変し車や人の流れがまた人口の増加によって生活環境が大きく変化してきている。

その流れはまだ続いており茅ヶ崎市による「辻堂駅西口周辺まちづくり計画」も途上にある。

これら住宅、人口の密集化は大災害発生時における人命の安全確保の面から最大の関心事となっておりその取り組みが深刻で最重要課題となっている。

関係諸団体はそれぞれの担当課題や地域事業活動に専門的に取り組んではいるが枠を超えた課題もあって他の団体との連携活動の必要性がふえてきている。

（趣旨）

地域の住民や諸団体が、一丸となって自分たちが暮しているまちの真に必要なとしている課題を述べあい情報、目標、価値観を共有して事業や活動に取り組んでいきたい。

今ひとつ十分でなかった諸団体間の横断的協力体制を強め、情報の共有や重要課題、共通課題を多面から絞り込み既成の枠にとらわれずに解決策や改善策を練り上げていきたい。

（将来の方向性）

新しいコミュニティへ向けての脱皮を急がねばならない。

生活充実や課題解決など住民の「想い」はまちちから協議会を通してまちづくりへ向かって行くというみんなの意識の転換が急がれる。

まちちから協議会を核とした地域自治システムが機能しやすいように従来仕組みの再編も必要となってくるだろう。

効率的で時間的負担が少なく且つ透明性のある連合内組織の確立が急がれる。

この協議会活動を通して幅広く多くの人たちが交わっていく輪作り=和づくりを目指していきたい。

住民主体の活動は、自治意識やモラルの高まりとなって住民間の絆を高め必ずや幅広い共助、近助の基盤向上につながっていくことだろう。

また、活動していく中でやり甲斐や楽しさも見出しながら新しいコミュニティを軌道へ乗せ持続的安定した協議会へと発展させていきたい。

認定基準確認表

小和田地区まちぢから協議会

審査基準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（R6年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第2条に市長が告示する小和田地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図8」と規約第2条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第5条（1）に「市長が告示する小和田地区に属する単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」とおり6自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第3条第1項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第5条（3）～（13）に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （3）小和田地区社会福祉協議会 （4）小和田地区民生委員児童委員協議会 （13）みんなのこわだボランティアセンターの代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （7）松林地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （5）小和田小学校区青少年健全育成推進協議会 （6）松林学区青少年育成推進協議会 （8）小和田小学校PTA （9）松林小学校PTA （10）赤羽根中学校保護者と教師の会 （11）松林中学校PTA （12）子ども会	・団体の名称が一部変更した。 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （8）小和田小学校こわだ会の代表 （12）杉の子子ども会の代表
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第5条（3）～（13）」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第5条（14）に規定あり。	・規約変更に伴い、号ずれあり。 規約第5条（15）に規定あり。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第9条、第17条～第19条に部会の規定あり。小和田地区まちぢから協議会部会規程で必要な事項を定めている。	・申請時と同様で変更無し。 ※部会を設置し、誰もが気軽に参加できる協議の場づくりを進めている。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第9条第2項及び第3項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第3条に目的、第1条に名称、第2条に主として活動する区域、第1条に主たる事務所の所在地、第8条に代表者に関する事項、第9条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第3条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

小和田地区まちぢから協議会規約

第1条（名称及び所在地）

本会は小和田地区まちぢから協議会と称しその所在地を小和田地区コミュニティセンター（小和田1-22-60）内とする。

第2条（区域）

本会の活動区域は市長が告示する小和田地区の区域とする。

第3条（目的）

本会は地域における課題解決のために小和田地区を代表する組織として新たな地域コミュニティを形成し自主的かつ主体的に活動するとともに市と協働して住みよい地域社会を構築する事を目的とする。

第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 住民相互及び各種団体の交流と親睦に関する事
- 2) 住民参画の促進に関する事
- 3) 地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関する事
- 4) 地域課題を共有しその解決のための検討、提案及び実施に関する事
- 5) 文化・福祉の向上、生活環境の保持改善に関する事
- 6) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事

第5条（委員）

本会には次に掲げる者からなる委員を置くものとする。

- 1) 市長が告示する小和田地区に属する単位自治会の代表
- 2) 小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表
- 3) 小和田地区社会福祉協議会の代表
- 4) 小和田地区民生委員児童委員協議会の代表
- 5) 小和田小学校区青少年健全育成推進協議会の代表
- 6) 松林学区青少年育成推進協議会の代表
- 7) 松林地区体育振興会の代表
- 8) 小和田小学校こわだ会の代表
- 9) 松林小学校PTAの代表
- 10) 赤羽根中学校保護者と教師の会の代表
- 11) 松林中学校PTAの代表
- 12) 杉の子子ども会の代表
- 13) みんなのこわだボランティアセンターの代表

- 14) (社) 辻堂西口YU-ZUルームの代表
- 15) 公募による者 (若干名)
- 16) 本会が推薦する者
- 2 委員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第6条 (役員)

本会には次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
 - 2) 副会長 2名
 - 3) 書記 1名
 - 4) 会計 1名
 - 5) 監事 2名
- 2 前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

第7条 (役員任期)

役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 欠員により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

第8条 (役員職務)

役員は次の職務を行う。

- 1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し会長に事故がある時にはその職務を代理する。
- 3) 書記は事務局を統括する。
- 4) 会計は会計事務を処理する。
- 5) 監事は本会の会計事務の状況及び業務執行について監査を行い結果を定期総会で報告せねばならない。

第9条 (会議)

本会の会議は総会、役員会、委員会及び部会とする。

- 2 会議は部会を除き各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち委任状の提出があった者は出席とみなす。
- 3 会議の議事は出席者の過半数で決し可否同数の場合は議長が決する。

第10条 (総会)

総会は委員をもって構成し会長が招集するものとする。その議長は出席した委員の中から選任する。

- 2 総会は定期総会と臨時総会とする。
- 3 定期総会は年度当初に開催する。

- 4 臨時総会は会長が認めたとき又は委員の 3 分の 1 以上からの要求があるときには招集しなければならない。

第 11 条 (総会の議決事項)

- 1) 事業報告および決算に関すること。
- 2) 事業計画および予算に関すること。
- 3) 本会の役員を選任に関すること。
- 4) 協議会が推薦する者及び公募による委員の承認に関すること。
- 5) 規約の制定及び改廃に関すること。
- 6) 本会の組織及び運営方針に関すること。
- 7) その他委員から提案された事項に関すること。

第 12 条 (総会の議事録)

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
 - 2) 委員の現在数及び出席者数 (委任状を提出した委員を含む)
 - 3) 開催目的、審議事項、議決事項
 - 4) 議事の経過の概要及びその結果
 - 5) 議事録署名人の選任に関すること。
- 2 議事録には議長及びその総会において選ばれた議事録署名人 2 名の署名押印をしなければならない。

第 13 条 (役員会)

役員会は役員 (監事を除く。)、部会長、及び自治会長をもって構成し会長が招集する。更に第 5 条に掲げる団体の代表者の参加が必要な場合には会長が招集する。

- 2 役員会の議長は本会の会長が就く。
- 3 役員会では必要に応じて本会の委員以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

第 14 条 (役員会の審議事項)

役員会では次の事項を審議する。

総会及び委員会に付議する事項や本会運営全般についての調整に関する事項。

第 15 条 (委員会)

委員会は委員をもって構成する。

- 2 委員会の議長は本会の会長が就く。
- 3 委員会は会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 委員会には委員以外の者の出席を求め意見を聞くことが

できる。

第 16 条（委員会の議決事項）

委員会は次の事項を議決する。

- 1) 総会及び役員会に付議すべき事項。
 - 2) 部会が協議した事業に関する事項。
 - 3) 部会間及び各団体間の連絡調整に関する事。
 - 4) 新たな部会の設置に関する事。
 - 5) 部会長の選任に関する事。
 - 6) 総会及び役員会で議決された事項の執行に関する事。
 - 7) 総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関する事。
 - 8) 委員の公募について募集手続きに関する事。
 - 9) 本会に寄せられた意見及び提案事項に関する事。
 - 10) その他委員から提案された事項に関する事。
- 2 委員会開催の議事録を残す事。

第 17 条（部会）

部会は委員と部会員をもって構成する。

- 2 各部会には委員会が委員の中から選んだ部会長と部会の中から選んだ副部会長を置く。
- 3 部会は委員会または部会長が必要と認めたときに招集する。
- 4 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第 18 条（部会長及び副部会長の任務）

部会長及び副部会長は次の任務を行う。

- 1) 部会長は担当部会を代表し部会の運営を統括する。
- 2) 副部会長は部会長を補佐し部会長に支障がある場合にはその任務を代行する。

第 19 条（部会の協議事項）

部会は所掌する事項について調査・審議し委員会からの命を受け各種の事業を実施する。

- 2 部会名及び所掌する事項は別に定める。

第 20 条（事務局）

事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には委員会が推薦する者をおくことができる。

第 21 条（事務局の所掌事務）

事務局は次の事務を行う。

- 1) 会議への出席
- 2) 会議の開催通知及び会議資料に関する事。

- 3) 議事録の作成に関する事。
- 4) 市や諸団体等との連絡調整に関する事。
- 5) その他本会の運営に必要な事項に関する事。

第 22 条 (住民等からの意見等の取扱い)

会議で出された意見等の他小和田地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は事務局が取りまとめ委員会に報告する。

第 23 条 (事業・会計年度)

事業及び会計年度は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする。

第 24 条 (運営経費)

本会の運営のための経費は補助金やその他の収入をもって充てる。

第 25 条 (必要事項)

その他本会の運営について必要な事項は別に定める。

附則 この規約は平成 26 年 10 月 29 日から施行する。

- 2 この規約の成立後、最初の委員・役員の任期は、第 5 条の 2 及び第 7 条の規定にかかわらず、26 年度末までとする

附則 この規約は平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

附則 この規約は平成 29 年 4 月 23 日から施行する。

附則 この規約は令和 3 年 4 月 17 日から施行する。

附則 この規約は令和 4 年 4 月 16 日から施行する。

令和6年度 小和田地区まちぢから協議会 委員名簿

2024年4月13日現在

No.	役職	氏名	所属団体
1	会長	雫石 剛	協議会推薦（菱沼小和田自治会）
②	副会長	三浦 一浩	赤松町自治会会長
③	副会長	下山 博	協議会推薦（プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会）
④	書記	大野 久美子	協議会推薦（小和田小学校こわだ会代表）
5	会計	川原 葉月	協議会推薦
6	監事	日比 雅美	協議会推薦（新宿自治会）
7	監事	小林 範夫	協議会推薦（赤松町自治会）
8	委員	香山 隆	協議会推薦（新宿自治会）
9		島崎 久雄	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会会長（5月11日迄）
10		山田 恒久	小和田地区民生委員児童委員協議会会長
11		山下 眞人	小和田地区社会福祉協議会会長（4月17日迄）
12		鈴木 徳信	松林地区体育振興会代表・（社）辻堂西口 YU-ZUルーム代表
13		山下 眞人	みんなのこわだボランティアセンター長
14		眞壁 章	本宿自治会会長
15		安良岡 靖史	新宿自治会会長
16		田中 茂	菱沼小和田自治会会長
17		風岡 学	赤松自治会会長
18		田口 眞一	プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会会長
19		永合 正行	協議会推薦（赤松町自治会）
20		豊田 幸子	協議会推薦（菱沼小和田自治会）
21		齋藤 里子	小和田小学校区青少年健全育成推進協議会会長
22		大野 久美子	小和田小学校こわだ会代表（5月迄）
23		西海 七瀬	赤羽根中学校保護者と教師の会代表
24		熊谷 香代子	松林学区青少年育成推進協議会代表
25		宇野 正憲	松林中学校PTA代表
26		高橋 沙織	松林小学校PTA代表
27		加藤 美津子	杉の子こども会会長
28	高木 眞由美	協議会推薦（本宿自治会）	
29	須藤 亮	公募委員（新宿自治会）	
30	南 吉夫	公募委員	
市役所担当	杉本 真太郎	市民自治推進課主事	
オブザーバー	高澤 誠	小和田小学校校長	

■：新委員 ○印：役職変更者・新役職者

前年度の活動報告書及び収支決算書

小和田地区まちぢから協議会 令和5年度 実績報告

1 会議等の実施

(1) 総会、役員会、委員会

日付	会議	主な内容、出席者等
令和5年4月13日	役員会	令和5年度定期総会に向けた準備について
令和5年4月15日	定期総会	議案第1号 令和4年度事業報告および収支決算・監査結果について 議案第2号 令和5年度事業計画および収支予算について 議案第3号 令和5年度協議会推薦委員の選任・承認について 議案第4号 令和5年度新役員の選任・承認について 議案第5号 令和5年度委員名簿について
令和5年4月15日	委員会	○退任役員、退任委員、新役員の挨拶 ○市民自治推進課 地区担当 異動、新任の挨拶
令和5年5月11日	役員会	○委員自己紹介 ○委員会議事の確認 ○「令和5年度小和田地区安否確認訓練（6/25）企画書」の提案について：防災部会
令和5年5月16日	委員会	○委員自己紹介 ○まちぢから協議会の説明（新委員向け） ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会5月度定例会報告 ○各部会・団体の連絡・報告
令和5年6月15日	役員会	○赤松町自治会会長交代の件 ○委員会議事の確認 ○「令和5年度「市長と語る会」の発表内容について」の討議
令和5年6月20日	委員会	○茅ヶ崎市のマスタープラン（20年計画）について ○令和5年度「市長と語る会」（8/26）の発表内容について ○まちぢから協議会団体予定表の確認 ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会6月度定例会報告 ○各部会・団体の連絡・報告
令和5年6月27日	役員会	○公募委員面接
令和5年7月13日	役員会	○委員会議事の確認 ○令和5年度協議会公募委員選出の臨時総会開催について ○「令和5年度小和田地区防災訓練（10/22）企画書」の提案について：防災部会
令和5年7月18日	委員会	○令和5年度小和田地区まちぢから協議会臨時総会の開催について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会7月度定例会報告について ○各部会・団体の連絡・報告 ○永田県議会議員の講話とグループ別ディスカッション ○その他 「スマイルパークこわだ愛護会」の表彰について

令和5年8月10日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会議事の確認 ○令和5年度協議会公募委員選出の臨時総会開催について ○令和5年度「市長と語る会」の報告内容について
令和5年8月15日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度「市長と語る会」の報告内容レビューについて ○各部会・団体の連絡・報告 なし（9月度まとめて報告）
令和5年9月14日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○学生の研究内容に関する協力依頼について：湘南医療大学 講師 山崎様 ○委員会議事の確認 ○令和5年度小和田地区防災訓練の参加依頼について ○まちぢから協議会連絡会 防災部会の開催について ○コミセンと連合会の部会化について
令和5年9月19日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会9月度定例会報告について ○各部会・団体の連絡・報告 ○その他 ゴミ問題の対応について
令和5年10月12日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会議事の確認 ○「避難行動要支援者支援制度」令和5年度地域の取組みについて ○自治会連合会／地域集会施設の部会化検討について ○防災訓練（10/22）の役割等最終確認について
令和5年10月17日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会10月度定例会報告について ○各部会・団体の連絡・報告 ○市長と語る会の報告について
令和5年11月9日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会議事の確認 ○自治会連合会／地域集会施設の部会化検討について ○「避難行動要支援者支援制度」令和5年度地域の取組みについて
令和5年11月14日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会11月度定例会報告について ○各部会・団体の連絡・報告 ○その他 小和田民児協のプロジェクトに関する協力依頼について 役員会と委員会を1回で実施する件について
令和5年12月14日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会議事の確認 ○「避難行動要支援者支援制度」現状把握と課題の共有について：防災対策課、高齢福祉課による説明会開催 ○賀詞交歓会について
令和5年12月19日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○児童クラブ開設の件について：青少年課 ○茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会（11/27）の報告について ○令和5年度第2回環境指導員地区会議（12/7）の報告について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会12月度定例会報告について ○各部会・団体の連絡・報告 ○その他 小和田民児協のプロジェクトに関する協力依頼について
令和6年1月23日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会議事の確認 ○3公共施設の在り方について

		<ul style="list-style-type: none"> ○令和 6 年度小和田地区まちぢから協議会委員会・役員会予定表について ○令和 6 年度防災訓練の日程について
令和 6 年 1 月 2 3 日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 1 月度定例会報告について ○各部会・団体の連絡・報告 ○令和 6 年度小和田地区まちぢから協議会予定表（全団体の A3 版）作成について ○委員全員による年頭スピーチ
令和 6 年 2 月 1 5 日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会議事の確認 ○3 公共施設の在り方について ○ゴミ問題の対応案について ○令和 6 年度の委員会と役員会の開催方法について ○令和 6 年度小和田地区まちぢから協議会予定表作成状況について
令和 6 年 2 月 2 0 日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 2 月度定例会報告について ○各部会・団体の連絡・報告 ○3 公共施設の在り方について ○ゴミ問題の対応案について ○令和 6 年度の委員会と役員会の開催方法について ○令和 6 年度小和田地区まちぢから協議会予定表作成状況について
令和 6 年 3 月 1 4 日	役員会	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会議事の確認 ○令和 6 年度定期総会の議案について ○令和 6 年度所属団体名簿について ○令和 6 年度小和田地区まちぢから協議会予定表作成状況について ○令和 6 年度の委員会と役員会の開催方法について ○まち協 HP に掲載されたまち協規約の Rev-UP について
令和 6 年 3 月 1 9 日	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 3 月度定例会報告について ○各部会・団体の連絡・報告 ○令和 6 年度定期総会の議案について ○令和 6 年度所属団体名簿について ○令和 6 年度小和田地区まちぢから協議会予定表作成状況について ○令和 6 年度の委員会と役員会の開催方法について

(2) 交通安全部会

日 付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和 5 年 4 月 6 日	第 1 3 4 回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○部会員の自己紹介について ○今年度の日程確認について
令和 5 年 5 月 1 8 日	第 1 3 5 回部会	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教室（5/18）について ○東小和田公園横の横断歩道白線・ダイヤ表示歩道線の修繕について

令和5年6月8日	第136回部会	○自転車無灯火防止キャンペーンについて ○市長と語る会について ○チャレンジパーク使用について ○小和田小学校交通安全教室日程について
令和5年7月6日	第137回部会	○3年生自転車教室に参加してみよう ○推進協主催夜間パトロール(7/20)について ○通学路改善提案について ○市長と語る会について
令和5年8月3日	第138回部会	○市長と語る会について ○通学路改善提案について ○推進協主催夜間パトロール(8/24)について
令和5年9月21日	第139回部会	○来年度に向けてやりたいことについて ○通学路改善提案について ○まちぢからの活動の発表や公園について考える
令和5年10月5日	第140回部会	○自転車ヘルメット着用率のアップについて ○通学路改善提案について ○ハロウィン(10/29)について
令和5年11月16日	第141回部会	○ゾーン30啓発活動について ○通学路改善提案について ○こわだ会自転車に付けるパトロール看板について
令和5年12月7日	第142回部会	○ゾーン30啓発活動について ○通学路改善提案について
令和6年1月11日	第143回部会	○ゾーン30啓発活動について ○クリエイト前の草の除去について
令和6年2月8日	第144回部会	○令和6年度の日程について ○自転車啓発活動とゾーン30啓発活動の方向性について ○来年度におけるヘルメット着用数の確認について
令和6年3月7日	第145回部会	○来年度活動日程について ○ゾーン30啓発活動について ○通学路の草取り活動について

(3) 広報部会

日付	会議の名称	主な内容、出席者等
通年	広報活動事業の検討	○時期に応じて広報紙発行、各種所属団体のイベント周知等に伴うホームページ更新
令和5年5月23日	第22回部会	○「広報部会」新任会員の紹介 ○発行されたまちぢからニュース55号の評価を話し合った。
令和5年7月25日	第23回部会	○まちぢからニュース次号についての課題を提出。 その上で、若年層へのアピールを進めることとした。

令和5年11月28日	第24回部会	○まちぢからニュース57号の企画検討 ○市からの特定事業の申請の了解。
令和6年1月30日	第25回部会	○まちぢからニュース57号の企画概要説明 ○掲載の各団体へ原稿依頼了承
令和6年1月～	原稿チェックを 随時継続	○まちぢからニュース57号の内容精査をメールにて行った。 記載内容に連絡先の記述を追記依頼も行った。
令和6年3月26日	第26回部会	○まちぢからニュース57号最終稿が業者より上がらず中止 ○まちぢからニュース57号は令和6年4月に発行予定。

(4) 防災部会

日付	会議	主な内容、出席者等
令和5年4月19日	第31回部会	○令和5年度 小和田地区まちぢから協議会総会対応について ○令和5年度防災部会の活動について
令和5年5月24日	第32回部会	○令和5年度安否確認訓練 企画書の提案について ○コミュニティ助成事業申請について ○令和5年度災害対策地区防災拠点（避難所）打合せについて ○避難行動要支援者への対応検討について ○防災訓練への対応検討について
令和5年6月28日	第33回部会	○「市長と語る会」（8/26）での活動報告について ○小和田地区民児協勉強会「災害時における避難行動要支援者の具体的支援について」への参加（6/6） ○令和5年度災害対策地区防災拠点（避難所）打合せ（6/12） ○安否確認訓練（6/25）結果について ○「避難所開設訓練」のレクチャーについて（6/27） ○防災訓練（10/22）への対応検討について
令和5年7月26日	第34回部会	○コミュニティ助成金による防災資機材の手配について ○茅ヶ崎市まちぢから協議会防災部会の開催について ○防災訓練「避難所開設訓練」（10/22）への対応検討
令和5年8月23日	第35回部会	○コミュニティ助成金による防災資機材の手配について ○防災訓練（10/22）への対応検討
令和5年9月27日	第36回部会	○まちぢから協議会連絡会防災部会の開催（8/27）について ○コミュニティ助成金による防災資機材の整備について ○防災訓練（10/22）への対応について
令和5年10月25日	第37回部会	○地域における「避難行動要支援者支援制度」の今後の取組み推進について ○コミュニティ助成金による防災資機材の整備について ○防災訓練の実施について ○防災訓練のまとめについて
令和5年11月22日	第38回部会	○地域における「避難行動要支援者支援制度」の今後の取組み推進について

		○コミュニティ助成金による防災資機材の再整備と最終報告処理について ○防災訓練のまとめについて
令和6年1月31日	第39回部会	○地域における「避難行動要支援者支援制度」の今後の取組み推進について(12/14) ○コミュニティ助成金による防災資機材の保管場所移動について ○令和6度の防災訓練について ○令和6度活動計画について
令和6年2月28日	第40回部会	○令和6年度第8回安否確認訓練(6/23)について ○令和6度の防災訓練(10/20)について
令和6年3月27日	第41回部会	○令和6年度第8回安否確認訓練(6/23)について ○令和6度の防災訓練(10/20)について

(5) こわだみらい部会

日付	会議の名称	主な内容、出席者等
令和5年5月12日	第7回部会	○令和5年度の最初の部会として永田県議を招き、県から見た茅ヶ崎市、北東部地域についてレクチャーを受け意見交換実施 ○赤羽根の美しい田園風景を知ってもらう工夫を!!
令和5年7月7日	第8回部会	○辻堂駅から農業ふれあい館までの経路紹介 ○ふれあい館を含む田園風景のビデオ撮影と編集 ○上記の担当を決める
令和5年9月1日	第9回部会	○「市長と語る会」の広報紙発行について協議を実施 10月発行に向けての担当を決める
令和5年11月10日	第10回部会	○赤羽根の農家さんの「朝市」を小和田地区に紹介するためのマップを作成する案が出て、内容を検討した
令和6年1月12日	第11回部会	○川原さんと大塚さんが上赤、中赤自治会の協力を得て農家さんを訪ねて協力頂ける農家さんを地図上にプロットし、チラシ案のアイデアだしをした
令和6年3月1日	第12回部会	○チラシ案の最終調整 ○次年度の取組み検討

2 各種会議を除く事業（市民集会・防災訓練など）

日付	事業名	内容・実施体制・参加者数
約4ヶ月に1回	広報紙発行业	次頁記載
令和5年4月～	東小和田交差点での自転車啓発活動	次頁記載
令和5年5月18日	新一年生への交通安全教室	次頁記載
令和5年8月26日	市長と語る会	次頁記載
令和5年11月30日	ゾーン30キャンペーン	次頁記載
令和5年6月～8月	防災資機材整備事業	次頁記載

(1) 広報紙発行事業

〈概要〉 協議会で実施した事業等の情報について周知を図る目的として年3回発行しているが、今年度は「市長と語る会特集号」と「赤羽根農産物直売所マップ」の2回発行となった。前者においては、まちぢから協議会の事業である市長と語る会の情報周知目的、後者においては、こわだみらい部会が主体となり北東地域の活性化を目的として作成した。

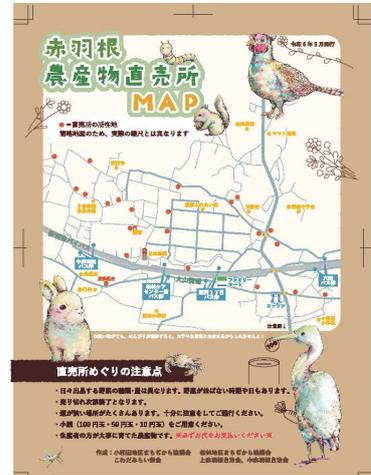
〈発行部数〉 市長と語る会特集号＝5,500部 A4 6頁折り
赤羽根農家直売所マップ＝14,000部

(うち8,000部は松林地区まちぢから協議会に配布)

〈配布方法〉 自治会に配布を依頼しているほか、地区コミュニティセンター、複合施設やYUーZUルームに配架。



市長と語る会特集号



赤羽根直売所マップ

(2) 東小和田交差点での自転車啓発活動

〈日時〉 令和3年4月～ (毎月第3水曜日 午前7:00～)

〈概要〉 辻堂駅近辺の開発に伴い、交通量が急速に増加した東小和田交差点において、自転車のマナー改善を目的に啓発活動を行った。

今年度からは自転車用ヘルメットの着用人数を調査しており、今後ヘルメットの普及活動も検討していく。

〈参加者〉 各回 約10名



(3) 新一年生への交通安全教室

〈日 時〉令和5年5月18日

〈概 要〉 交通安全部会では安全対策課とタイアップし、昨年度に引き続き、小和田小学校の新一年生への横断歩道の渡り方などの指導をスタートした。
子どもたちが「自分の身は自分で守る」意識を育むことができるよう見守りを続けていく。



(4) 市長と語る会

〈日 時〉令和5年8月26日

〈概 要〉 小和田地区が行政と語り合う場として、市民集会とは異なる「市長と語る会」を企画した。市の幹部と共にこの小和田地区を語り、小和田地区まちぢから協議会として何ができるのかを目途として、行政とのパートナーとしての認識を更に深めていくために実施した。

〈内 容〉 令和5年度取り組みの報告と意見交換

〈参 加 者〉 38名（うち行政からの出席者7名）



(5) ゾーン30キャンペーン

〈日 時〉 令和5年11月30日

〈概 要〉 歩行者、通学児童、自転車等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートルの交通規制を実施。辻堂駅西口付近で、通勤・通学途中の方々に向けてスピーカーで告知し、また、ゾーン30エリア内を歩いて啓発活動を行った。



(6) 防災資機材整備事業

〈概 要〉 一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、地区の防災資機材の整備を行った。避難所運営に必要となる資機材を購入し、災害に強いハードづくりに寄与している。地区自治会連合会主催の防災訓練では、整備した資機材を実際に使用し、有事の際にきちんと活用できるよう訓練を行った。

〈整備資機材〉 クイックテント、簡易多目的ベッド、発電機等

〈保管場所〉 小和田小学校内倉庫



令和5年度 小和田地区まちぢから協議会収支決算書

収入の部

項目	予算額	決算額	内 訳
補助金(市より) 運営等助成金	250,000	250,000	運営費等助成金 250,000円
補助金(市より) 特定事業助成金①	285,000	285,000	「まちぢからニュース」発行事業費 285,000円
コミュニティ助成金 (自治総合センターより)	0	1,900,000	防災資機材整備事業費として 1,900,000円
雑収入	0	13,402	松林地区まちぢから協議会より朝市マップ立替金 13,400円 預金利息 2円
合 計	535,000	2,448,402	

支出の部

項目	予算額	決算額	内 訳
【本部】			
事務消耗品費	10,000	20,306	事務用品、消耗品
会議費	10,000	8,189	会議費
印刷製本費	25,000	34,710	印刷・コピー
通信運搬費	3,000	2,596	USBメモリ購入
事業費	15,000	30,000	保険料、講師謝礼等
負担金	20,000	10,000	まちぢから協議会連絡会負担金
旅費交通費	10,000	18,300	まちぢから協議会連絡会出席、市役所での各種打合せの交通費等
研修費	16,000	1,900	まちぢから協議会連絡会研修費
その他	10,000	0	
小計(本部)	119,000	126,001	
【部会】			
交通安全部会	30,000	29,212	印刷・コピー、備品費、交通費
広報部会	55,000	45,550	印刷・コピー、まちぢからニュース56号印刷費、消耗品
防災部会	10,000	11,150	印刷・コピー、交通費等、コミュニティ助成超過分(3,110円)
こわだみらい部会	30,000	29,370	印刷・コピー、報償費、朝市マップ印刷費(うち13,400円は松林地区まちぢから協議会が負担)
予備費	6,000	0	
小計(部会)	131,000	115,282	
運営費合計(本部+部会)	250,000	241,283	
特定事業費①			
委託料	275,000	0	特定事業未実施
予備費	10,000	0	
小計	285,000	0	
コミュニティ助成事業			
防災資機材整備事業費	0	1,903,110	テント、簡易多目的ベッド、ラベル等
	0	▲ 3,110	助成金超過分3,110円は運営費(防災部会)に計上
小計	0	1,900,000	
特定事業費+コミュニティ助成事業 合計	285,000	1,900,000	
市への返還金			
運営費等助成金 返還金	0	22,119	(運営交付金250,000+雑収入13,402)-運営費合計241,283
特定事業助成金 返還金	0	285,000	
市への返還金 小計	0	307,119	
合 計	535,000	2,448,402	

令和6年4月11日

上記の通り令和5年度収支決算を報告致します。

当該年度の活動計画書及び収支予算書

令和6年度小和田地区まちぢから協議会事業計画（案）

1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に係る事務について

- (1) 各種提出書類の作成
- (2) 認定コミュニティ助成金（運営事業助成金・特定事業助成金）の申請に係る事務

2 協議の場の創出に関すること

- (1) 部会の開催

部会名	令和6年度	計 画
交通安全	新規項目の開発と推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東小和田交差点での自転車安全運転啓発活動の継続と自転車ヘルメット着人数の調査 ・ゾーン30の啓発活動日を増やす
広報	57号を特定事業補助金で発行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小和田地区まちぢからニュースの発行 58号、59号の発行
防災		<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認訓練メニューの立案と提案の実施 ・防災訓練メニューの立案と提案の実施 ・防災関連情報の共有と発信
こわだみらい	北東部地域としての活動を加速する。	<ul style="list-style-type: none"> ・松林、赤羽根を加えて、住みよいまちづくりを検討する ・部会メンバーを新たに追加して、新規事業に取り組む
コミセン	令和8年度からの部会化を目標に検討を継続する。	<ul style="list-style-type: none"> ・小和田地区コミセンを当まち協の部会とすべく検討を具体的に進める
自治会連合会	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会を当まち協の部会とすべく検討を具体的に進める

令和6年度 小和田地区まちぢから協議会収支予算書

収入の部

項目	予算額	内 訳
運営等助成金(市より)	250,000	認定コミュニティ運営等助成金
特定事業費助成金(市より)	285,000	認定コミュニティ特定事業助成金(広報誌発行事業)
合 計	535,000	

支出の部

項目	予算額	内 訳	
運営費(本部+部会)	【本部】		
	事務消耗品費	10,000	事務用品、消耗品
	会議費	10,000	会議費用
	印刷製本費	25,000	印刷・コピー(委員会での部会実績は口頭で)
	通信運搬費	3,000	切手代
	事業費	25,000	保険等、(YU-ZULROOM事業費)、他事業名追記
	負担金	10,000	まち協連絡会負担金
	旅費交通費	15,000	まち協連絡会旅費交通費等(10回*2人)
	研修費	5,000	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会研修費等
	その他	7,000	
	本部小計:	110,000	
	【部会】		
	交通安全部会	30,000	新規取組み、印刷・コピー
	広報部会	55,000	広報紙58号、59号(26000×2回)、印刷・コピー
	防災部会	10,000	印刷・コピー(1000枚×10円)
こわだみらい部会	30,000	北東部地域のPR費用、印刷・コピー	
予備費	15,000		
部会小計:	140,000		
運営費小計	250,000		
特定事業費	委託料	275,000	まちぢからニュース第57号発行事業費
	予備費	10,000	
	特定事業費 小計	285,000	
市への返還金	運営費等助成金 返還金	0	
	特定事業助成金 返還金	0	
	市への返還金 小計	0	
合 計	535,000		

特定事業の概要（小和田地区・広報発行事業「まちぢからニュース」）

小和田地区「まちぢからニュース」は第1号を平成26年2月1日号として創刊以来、現在は4ヶ月に一度のペースで発行している。

当初はまちぢから協議会の事務局からの告知活動として、A4の白黒印刷で、自治会回覧としていたため経費もほとんどかからなかった。令和2年6月15日発行の第48号を機会にA4のカラー両面印刷とし、内容もまちぢから協議会の部会活動や各自治会活動に記載内容を充実し、全面カラー印刷の全戸配布とした。

今回の企画では、小和田地区で活動する個人や文化・スポーツ団体を中心とした各種団体を紹介した特集号を作成する予定であったが、各種団体の選定や調整に時間を要し、事業の実施ができなかった。

特定事業実施報告書（小和田地区・広報発行事業「まちぢからニュース」）

事業実施の内容	小和田地区にて発行している「まちぢからニュース」57号にて、小和田地区で活動する個人や文化・スポーツ団体を中心とした各種団体を紹介した特集号を作成する予定であったが、各種団体の選定や調整に時間を要し、事業の実施ができなかった。
課題と今後の展望について	<p>【事業の実施について】</p> <p>効果が期待できる企画ではあるものの、広報掲載者へのインタビューのアポイント等、広報部会員と各種団体の調整に苦慮した点が課題である。</p> <p>文化・スポーツ団体は比較的若い世代の団体が主であるため、つながりのあるPTAやYU-ZUルームに協力を仰ぐなど、まちぢから協議会の総力を発揮して、計画的に事業を進める必要がある。</p> <p>【事業の内容について】</p> <p>小和田地区は新しい世帯の転入が増加しており、旧来の地元住民との交流が課題となっている。より親しみやすい記事を掲載することで、広報誌を手にとった方が小和田地区に愛着を持ってくれることを期待する。また、広報誌を通してまちぢから協議会の認知度向上につなげ、地域活動への担い手の発掘をめざす。</p>

収支決算書

収入

科 目	予算額	決算額	内 訳
補助金	285,000	0	認定コミュニティ特定事業助成金
計	285,000	285,000	

支出

科 目	予算額	決算額	内 訳
委託料	275,000	0	
予備費	10,000	0	
市へ返還	0	285,000	
計	285,000	285,000	

*対象経費は、領収証等により、認定コミュニティが支払ったことが確認出来ることが必要です。

「市長と語る会」特集号

令和5年8月26日 小和田コミセンにて開催



会長よりご挨拶

今年度から会長に就任しました雫石です。(菱沼小和田自治会出身です)

小和田地区の皆さん、よろしくお願いいたします。

今年度の「市長と語る会」は1部で各部会の取組み報告を行い、2部では〈みんなの公園愛護会〉の梶田代表をゲストスピーカーとしてお迎えして「理想の公園」について話し合いました。

各部会の活動をこの報告内容に集約しておりますので、どんな活動をしているのか、確認して頂き興味のある部会に参加頂ければ幸いです。



←4月に誕生した
ピカピカの新米会長
雫石 剛(しずくいしつよし)さん
サクソがとってもお上手で、
7月に YU-ZU ルームで行われた
七夕祭りではバンド演奏
されていました♪



↑小和田地区まちぢから協議会ホームページ
発表に使用したスライドも掲載中！
ぜひアクセスしてみてください！

第1部 各部会からの発表

★交通安全部会(部会員 11名)

地域の皆で決めた「みちの愛称」、看板を見掛けたことはありますか？小和田地区5つのエリア全てで行っていますので、ぜひ探してみてください！

また、自転車の左側通行啓発活動は月に一度、東小和田交差点で朝7:30から行っています。ご興味ある方は、市民自治推進課までぜひご連絡ください。交通安全に関することって、やってみると楽しいこと、勉強になることがたくさんあります。お待ちしております！



発表者の大野さんと部会長川原さん



発表者の飯田さん

★広報部会(部会員 8名)

広報誌発行の変遷について発表がありました。

飯田さんからは、「地域の活動・関係団体・すぐれた趣味を持つ方々等を掲載してきた広報誌ですが、地域の方々に受け止めていただいているのかしら？との複雑な思いでございました。

今回の総評の中で副市長から、『市で発行している広報紙も負けなように頑張らないと』のお言葉を頂き、広報部員としてありがたく頑張る力となりました」と、感想をいただきました。

★防災部会(部会員 9名)

安否確認、防災訓練などについて発表がありました。

「災害が起こる前に、皆さま今一度、消火器・備蓄品・感震ブレーカーの設置・防災用品等の確認をしていただき、日頃から近隣とのコミュニケーションも深めておきましょう！

そして、より安心で、より安全な街であるために、地域全体で防災情報の共有と防災知識を向上させ、連携と推進をしまいましょう！

引き続き、皆さまのご協力をお願いいたします！」



発表者の豊田さん

発表者の豊田さんからの心に響くお言葉でした。

★こわだみらい部会(部会員13名)

小和田・松林地区を一体と考え、赤羽根エリアに広がる田園風景を動画でご紹介。今後、市役所の1階でも流れるかも！？

発表した小林さんからは「気軽な気持ちで入ったみらい部会ですが、気づくと「市長と語る会」で発表者に(笑)。作成にあたり、大変なこともありましたが、市長や皆さまに直接話を聞いてもらえる機会、とても貴重でいい経験になりました。」というお声をいただきました。



発表者の小林さんと動画の一部

★社会福祉協議会(役員 14 名)

社協からは「ふれあいサロン」について発表がありました。

発表者の落合さんからは「市長と語る会に、初めて参加させて頂きました。社協の発表者という大役をドキドキしながらも、何とか無事に終わらせる事ができました。ふれあいサロンについて、少しでもご理解頂けたら幸いです。」とお言葉をいただきました。ぜひ足を運んでみてください！



原稿を確認する発表者の落合さん

★スペシャルゲストスピーカー 「みんなの公園愛護会」代表 椋田さん

皆さん、「公園愛護会」ってご存知ですか？地域に点在する公園を、皆が使いやすいように、大切にしてくれている団体です。この小和田地区にも「公園愛護会」があります。今回は、そんな公園愛護会をサポートする「みんなの公園愛護会」の椋田さんにお越しいただき、サポート事例をご紹介いただきました！詳細は、ぜひホームページをご覧ください。栗石会長も出てきますよ！

～椋田さんからも市長と語る会参加の感想をいただきました！～

様々な世代の地域住民の皆さんと市長や市の職員が、みんなで対話をするという素晴らしい場にご一緒する機会をいただき、ありがとうございました。小和田地区の皆さんの熱いエネルギーと、地域への深い愛情を感じました。明るい雰囲気、楽しく学びの多い時間でした。小和田地区の公園のこれからを私も楽しみにしています！



「みんなの公園愛護会」

LINE→

ぜひお友達に追加
してください！



第2部「理想の公園」とは？

私たちの住む小和田地区には、国土交通省から賞を頂くような素晴らしい公園や、子供達の願いを込めた素敵な公園等11カ所もの公園があります。そんな公園も、時代の流れと共に住環境や公園に関わる当事者も変わり理想を維持するのも難しい現実問題も…。

そこで皆様の思い描く理想の公園像や、みんなの公園愛護会の梶田さんよりご紹介いただいた、素晴らしい試みの三つの公園のお話しを踏まえ、小和田地区の公園の未来を覗いてみました。

※ご紹介いただいた3つの公園(ぜひLINE登録していただき、詳細をご確認ください)

- 三先公園(大阪市)小学校全学年がローテーションで公園愛護活動に参加
- 黎明橋公園(東京都中央区)多世代で芝生を育てて地域交流
- 阿成北公園(姫路市)地域で公園のルール作り



【佐藤市長】

市長が思い描く理想の公園とは？



できるだけルールは少なく、自由に遊べる公園が私の考える理想の公園。
ただ、そうあるためには、公園に関わるみんながきちんと規律・ルールを守り、公園に対して当事者意識を持つことが一番いい形だと考える。

【塩崎副市長】

3か所の参考事例を聞いて心に留まった公園は？



三先公園で小学生が一緒になって公園の清掃に携わる活動は、地域のふれあいを生むきっかけとなり、大変いいことだと思う。よりよい公園にしていくために、取り組みの手法はその土地土地によって違うと思うが、共通して言えるのは、公園を愛護する立場の方だけでなく、利用する立場の方も一緒になって活動できることが一番いいのではないかと考える。

【岸副市長】

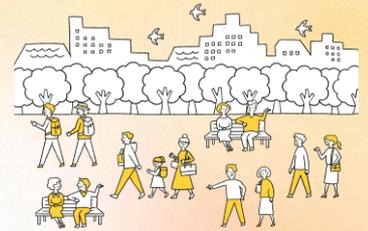
3か所の参考事例を聞いて心に留まった公園は？



阿成北公園が心に留まった。市長も申し上げたように、ルールはできるだけ少ないことが理想だと思う。そのためには、公園を実際に使う人が中心となって考えていく機会を持つことも必要なのではないか。公園を利用するあらゆる立場の人たちが一緒になって決まり事を話し合っていければ、よりよいのではないか。

【小和田小学校こわだ会 運営委員長 大野さん】

保護者の立場として、思い描く理想の公園とは？



自分が小さかったころの公園は禁止事項もあまりなく、楽しい思い出がたくさんあるので、今の子供たちにもものびのび遊べる公園があったらいいと思う。もちろん、子供さえよければいいというのではなく、世代を超えてみんなで理想の公園を考えていきたい。

【まちぢから協議会 副会長 風岡さん】

公園の近隣自治会の会長の立場として、理想の公園とはどのようなものか？



阿成北公園のように近隣の自治会がルール作りやワークショップを開催し、YU-ZUルームとチャレンジパーク赤松公園を一体とし、地元の小学生とタイアップしてなにかできたらいいなと思う。子供達が愛護会活動を定期的に行うというのは、「自分たちの公園は自分たちできれいにする」という現れで、多世代が一緒になって活動を行えることが理想だと感じる。

【チャレンジパーク赤松公園愛護会 代表 新倉さん】

実際に公園愛護活動をする立場として、理想の公園はどのようなものか？



公園のルールが不要であるとは考えていない。ただそのようなルールを看板で示しても根本的には変わらない。互いに楽しく使えるような方法を考えることが地域で必要になってくると思う。

【司会進行：赤松町自治会 会長 三浦さん】(まとめ)



「公園」と簡単に言っても利用者と近隣住民との捉え方の差、また、遊ぶだけの場所ではなく、防災にも強く関わる場所。そんな場で理想を追求しようとするとなかなか難しい問題も必ずついて回ります。しかし、私は市長と語る会を終えて小和田地区の公園の未来に安心しました。

なぜなら、これだけたくさんの方々の方が公園について真剣に考えていること、また当日は、休日にもかかわらず主題が公園のことだから！と市の公園緑地課の安彦課長補佐、姫野副主査がお忍びで会場にいらしたこと、こんな情熱的なみんなで作る公園の未来が明るくないわけがない！

今後は、今回いただいた意見やアイデアを地域にフィードバックし、小和田地区の公園の理想の姿とは？そして、それを実現するには何が必要か？まちぢから協議会でも知恵を出し合っていきたいと思えます。





(写真左)左から竹井課長補佐、三浦課長、寺島部長、岸副市長、塩崎副市長、佐藤市長 (写真右)参加された地域の皆さま



上記写真は当日の様子です。たくさんの方の顔を拝見し、お話しを拝聴し、楽しいひとときでした。参加者の中には、プライベートでいらした公園緑地課の安彦課長補佐、姫野副主査の他に、県議会議員の永田てるじさん、市議会議員の新倉しんじさんもいらしてました。また、各部会からの報告の後には、塩崎副市長より小和田地区へ、お褒めの言葉とエールをいただきました。ありがとうございます！



日頃から、「まち協」を支えている皆さん。左から、島崎副会長(当日は欠席のため、他の写真を拝借)、風岡副会長、開催準備を取り仕切ってくださった下山さん、司会の川原さん、スライドを担当してくださった香山広報部会長。皆さまには当日の様子をお伝えしましたが、晴れ舞台を成功させるために、たくさんの事前準備がありました。心より感謝申し上げます。そして、お疲れさまでした！これからも皆で小和田地区を盛り上げていきましょう！ご興味ある方は、ぜひ市民自治推進課、杉本さんまで(下記にてご紹介)ご連絡ください。お好きな部会にご参加いただけます。



令和5年度より小和田地区の担当になった市民自治推進課 杉本さんより

市長と語る会の開催にあたっては、地域が主体となり、企画からパワーポイントの作成まで入念に準備される姿が印象的でした。特に第2部では理想の公園について、それぞれの立場で、熱い意見が交わされました。地域愛に溢れる小和田地区を行政職員として、今後も全力サポートしていきたいです。

～編集後記～

あれは暑い夏休み。「発表と、広報誌も作って報告してくれるー?」「え???」雫石会長と私の会話です。笑
幅広い年齢層を対象に作る広報誌?素人ですが…。改めて、普段広報誌を担当されている広報部会の皆さまをリスペクトいたします!そして、作成にあたりご協力いただいた発表者の皆さま、みらい部会の皆さま、三浦さん、杉本さん、今この編集後記を読んでくださっている全ての皆さまに感謝いたします。この広報誌が大好きな小和田地区の「まちぢから」をひろげる一助になりましたら幸いです。
あー頑張った!今日のビールは格別♪ 貴重な機会をありがとうございました!(K・O)

赤羽根 農産物直売所 MAP

令和6年3月発行

● = 直売所の所在地
簡略地図のため、実際の縮尺とは異なります



お買い物ごたら、のんびりお散歩すると、ステキな景色に出合えるかもしれませんよ！

直売所めぐりの注意点

- ・日々出品する野菜の種類・量は異なります。野菜が並ばない時期や日もあります。
- ・売り切れ次第終了となります。
- ・道が狭い場所がたくさんあります。十分に注意してご通行ください。
- ・小銭（100円玉・50円玉・10円玉）をご用意ください。
- ・生産者の方が大事に育てた農産物です。※必ずお代をお支払いください※

作成：小和田地区まちぢから協議会
こわだみらい部会

松林地区まちぢから協議会
上赤羽根自治会、中赤羽根自治会

春のやさい。

火山灰が堆積してできた“関東ローム層”という土に覆われている茅ヶ崎市の北部。赤羽根地区も該当し、野菜の生育に適した良質な土壌が広がっています。「夏は高温になりやすく、冬は暖かい」という気候のもと、一年中さまざまな野菜が作られています。

今回は赤羽根地区で育てられる主な「春」の野菜をご紹介します。

タマネギ



選び方

重みがあり、固く引き締まっているものが良い。上の首の部分が締まっているものはおいしい証拠。

保存方法

新タマネギは傷みやすいので、1つずつ新聞紙に包んで野菜室に保存。早めに食べきるのが良い。スライスして冷凍しておくのも便利。繊維が壊れて火の通りが良くなる。解凍せずに、冷凍のまま加熱調理する。

ナバナ



選び方

つぼみは開く前のものが良い。色鮮やかで、切り口がみずみずしいものを選ぶ。

保存方法

乾燥に弱いので、湿らせたキッチンペーパーで包んで野菜室で保存。

調理法

おひたしはもちろん、油脂分があるものと相性抜群なので、豚肉やベーコンと炒め物やパスタに。

キャベツ



選び方

春キャベツは、巻きがゆるくて軽く、鮮やかな緑色で全体的にハリとツヤがあるものを。切り口が小さくてみずみずしいものが良い。

保存方法

乾燥させないことが大切。丸のままならビニールに入れて、カットしたものは切り口が空気に触れないようにラップし、野菜室へ。使いきれない場合は、芯をくり抜いて濡らしたキッチンペーパーなどを詰めておく。

ジャガイモ



豆知識

芽とその周辺や、日光に当たって緑色になった部分に含まれるソラニンが食中毒を引き起こす可能性が。しっかり取り除いて調理を。

保存方法

新聞紙などに包んで、通気性の良い冷暗所か野菜室で保存。リンゴと一緒に保存すると芽が出にくくなるとか。

新ジャガ調理法

皮が薄いので、皮ごとフライや煮物に。

タケノコ



部位ごとの食べ方

先端の姫皮は吸い物や酢の物。穂先は煮物や和え物。中心は煮物や炒め物、天ぷら。根元は薄切り・千切り・すりおろして調理。炊き込みご飯や揚げ物に。

保存方法

えぐみが出るのですぐに茹でる。ぬかと共に大きな鍋で水から茹でて、沸騰したら弱火。根元に串が通ったら火を止める。茹で湯ごと冷まし、水にひたす。毎日水を変えれば冷蔵庫で1週間ほど保存できる。